

## 池田湖水利権確保に伴う放流区域の整備を求める意見書

南薩土地改良区は、国営南薩農業水利事業及び県営畑地帯総合土地改良事業で造成された畑かん施設を管理・運営している法人団体であり、池田湖を調整池として利用して指宿市・南九州市・枕崎市の関係受益農地5,915haの畑地かんがいを実施しています。

施設の一部は、事業導入に伴い本市をはじめとする関係市へ管理が移管され、当該移管施設の管理は、市から同改良区へ委託し運用されています。

その中心である池田湖は、昭和56年に農林水産大臣と河川管理者である鹿児島県知事との間で河川協議が行われ、翌昭和57年に水利使用の同意書が締結されました。

その際、水収支を計算した結果、周囲の県道等河川区域外の標高は69.0m以上であり、また、新川の放流の能力を1.0m<sup>3</sup>/sから8.0m<sup>3</sup>/sに増強を行うこと等から「周辺部に影響がないと考えられる」とされ、畑かんので使える水利権は標高62.0mから66.0mまでと設定されました。そのため、池田湖水位が66.0mを超えると、河川管理者である鹿児島県管轄の本市開聞地域の新川への放流を行うことになっています。

近年では、平成27年6月の大雨、平成28年の降雨及び平成29年8月の大型台風に伴い、3年連続して新川への放流を行っている状況です。

平成28年の降雨では、65.5mで鹿児島県と協議を行い、治水の観点から安全対策として新川への放流を行いましたが、護岸洗堀等の恐れもあり、放流量8.0m<sup>3</sup>/sを確保できず、池田湖周辺の安全を脅かしている状況です。

よって、池田湖周辺の安全と池田湖水利権を確保するため、放流区域である新川への放流量8.0m<sup>3</sup>/sを確保できるよう整備を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成 29 年 9 月 29 日

指宿市議会議長 松下 喜久雄

鹿児島県知事 殿